



株式会社岩手銀行が

安全衛生優良企業として認定されました！

株式会社岩手銀行が、令和6年10月16日付けで安全衛生優良企業として認定されました。

（認定の有効期間は3年間で、平成30年、令和3年と認定されており、今回の認定は3回目となります。）

株式会社岩手銀行では、健康管理年間スケジュールにより過重労働対策を含む心身両面の健康管理が計画的に行われており、階級別研修会における健康管理・メンタルヘルスに係る講義の設定、24時間年中無休の健康相談サービス・メンタルヘルスカウンセリングサービスの窓口の設置及び人間ドック受診料・インフルエンザ予防注射の一部を補助するなどの健康保持・増進対策に積極的に取り組むほか、全行一斉定時退行ウィークの実施や種々の休暇制度の設定などに取り組んでいます。

また、受動喫煙防止のため、平成31年4月から全部店を対象として、敷地内完全禁煙を実施しています。

安全衛生優良企業公表制度は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業がより社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取組を促進することを目的としています。

安全衛生優良企業に認定されると、「安全衛生優良企業」の呼称および安全衛生優良企業認定マークを使用することができます。

安全衛生優良企業公表制度についての情報は、ホームページをご覧ください。

職場の安全を応援する情報発信サイト 職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

安全衛生優良企業認定マーク

